

令和5年3月7日

各指定障害児通所支援事業者 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

マスクの着用の考え方について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの取扱いについては、令和4年5月20日付厚生労働省通知「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に基づき、令和4年6月2日付名古屋市子ども福祉課長通知により、ご対応をお願いしていたところでございますが、今般、令和5年2月14日付厚生労働省通知「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（以下「国通知」という。）のとおり、通知があったことを踏まえ、下記のとおり考え方についてお知らせします。

記

1 障害児通所支援事業を利用する子どもに関するマスク着用の考え方について

(1) 現在の取扱い（令和4年6月2日付名古屋市子ども福祉課長通知のとおり）

2歳以上	2歳未満
個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、 <u>マスク着用を一律には求めない。</u>	<u>マスク着用は奨めていない。</u>

(2) 令和5年3月13日以降の取扱い

2歳以上	2歳未満
<u>マスクを着用する必要はありません。</u> ただし、基礎疾患がある等のさまざまな事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童や保護者等に対して適切に配慮するとともに、引き続き、換気の確保等の必要な対策を講じてください。	<u>マスクを着用する必要はありません。</u>

2 令和5年3月13日以降の職員のマスク着用の取扱い等について

国通知において、感染対策上又は事業上理由等により、利用者又は職員にマスクの着用を求めることは許容されており、**特に、障害児入所・通所支援事業の従事者については、重症化リスクが高い方への感染を防ぐためのマスクの着用が推奨される事業であることを踏まえ、令和5年3月13日以降においても、マスクの着用が推奨されています。**

一方で、**行政が一律にルールとして求めるのではなく、個々の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は、個人の判断に委ねることが基本とされることを踏まえ、勤務中であつたとしても、例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接さない場面であつて、会話を行わない場面など、職員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各施設の管理者が適宜判断いただきますようお願いいたします。**

(添付資料)

- ・ 令和4年6月2日付名古屋市子ども福祉課長通知「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」
- ・ 令和5年2月14日付厚生労働省通知「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」

(問い合わせ先) 子ども福祉課子ども発達支援係 Tel.972-3187